

全日本水道労働組合(全水道)

中央執行委員長 古矢 武士 氏

1. 組織について

— 貴組織の概要について、お聞かせください。

【古矢】全水道は、水道・下水道・ガス事業等に携わる地方公営企業、民間企業に働く労働者が集い、組合員やその家族の生活や権利の維持・向上をはじめ、平和と民主主義、水環境を中心とした環境問題に取り組んできました。現在、国内に8ブロックの地方本部（北海道、東北、北信越、関東、近畿東海、中国、四国、九州）を置き、110の単組で構成しています。登録人員は約15,000人です。

— 組織率はどのくらいでしょうか。

【古矢】2023年度では、平均で73%です。

— 発足の経緯をお聞かせください。

【古矢】運動の歴史は古く、実は明治時代までさかのぼります。日本が鎖国から開国へと転換し、海外との交流・交易が増えるなか、コレラなどの伝染病の流行がみられるようになりました。また、火事も頻発したため、市民からは水道の敷設を求める声が高まり、水道の普及事業が進められると同時にこの事業の従事者の数も増加しました。

水道普及事業に従事していた労働者の労働諸条件の待遇改善を目指し、水道整備が早くから進んだ自治体を中心に労働組合が結成され、当時の雇員（こいん）、雇人（ようにん）などの臨時的な職員の本採用を要求する運動の拡大がおこなわれ

ていました。1940年代までは、各都市の連合体に加盟して運動を行っていましたが、1947年にナショナルセンターが結成されるなど労組の合同が進むなかで、水道関係労働組合においても、大都市の労働組合を中心に、全国一本の水道労組の結集に向けて協議が行われ、1951年に全水道の前身である、全国水道労働組合連合会（全水連）が結成されました。結成時、単組数は15組織、組合員は5,000人でした。また、結成大会のスローガンは、「首切り行政整理反対」「全国水道労組の即時統一」でした。その後、組織内の再編が行われ、1961年3月に全水道が結成されました。



全水道
中央執行委員長
古矢 武士 氏

— 全水連の結成大会のスローガン、まさに“闘う組合”ですね。明治時代からの運動とのこと、連帯の歴史を感じました。現在の雇用形態、ジェンダーの比率はいかがでしょう。

【古矢】組合員のうち、正規職員は約13,500人、非正規職員は約1,500人です。ジェンダーの比率については、女性の割合が約12%です。職種は大きく分けて事務職と技術職があり、技術職が大半を占めます。現場作業が多く力仕事が必要だったため女性は少なかったのですが、最近は技術職に従事する女性職員が増えてきました。

2. 運動方針

—現在の運動方針について、その内容や背景を教えてください。

【古矢】市民生活に欠かすことができないライフラインである、水道・下水道・ガス事業の基盤強化・安定した事業運営を目指し、全水道政策方針を確立し、運動を展開しています。具体的には、人口減少など社会情勢が変化するなかで、各事業を担う職員の人材確保、技術継承など、各地域の現場で培った経験を活かし、市民目線に立ち、各課題の解決に向けて取り組んでいます。

各事業を担う人材の確保・技術継承をいかに行っていくか、というところがポイントであり、そのうえで、適正な施設や水道管等の管理、更新、また料金の設定など公共サービスの在り方にかかわる課題の解決に向けて「市民に知ってもらう、市民とともに考え行動する」といった「市民協働」の取り組みを進めてきています。

この取り組みでは、持続可能な水道・下水道を目指し、水をみんなの共有財産ととらえ、水道・下水道事業への住民参加を求めてきました。産別組織の議案書では、「水は究極の自治」という表現で示しているのですが、市民生活の根幹を支える各事業の現場で働く者の労働組合として、地域で「水の自治」を実践するためには、現在起きている問題や課題に向き合い、その解決のため市民との協働が必要であると考えています。

—共有財産である水やその事業について市民に情報が開示され、ともに検討していくという協働は、運動のあり方として理想的なかたちの一つのように思われます。どのように実施されているのでしょうか？

【古矢】たとえば私の出身地では、水道・下水道の状況（管の新設・老朽施設の更新など）、決算状況、今後10年の計画などを市民に定期的に報告し、意見を抽出する場を設けるといったことをおこなっています。市民協働の取り組みへの参加者は地域によって異なるのですが、有識者や市民団体をお願いすることが多いです。

—水道料金についても議論されるのでしょうか。

【古矢】はい、料金にかかわる議論ももちろんおこないます。水道、下水道の料金は議会の承認が必要なのですが、市民に議会の結果だけを伝えても理解は得られませんので、このような場で丁寧に説明をしていくことが大切だと思います。

また、日常の業務においても、現場で市民から理解・納得が得られる、真摯な対応を行い、しっかりとコミュニケーションを図っていくことが、市民協働につながっていくものと考えます。

—まさに、現場での活動が事業や運動を支えているんですね。

3. 国際公務労連(PSI)をつうじた運動

—2023年10月にPSIの第31回世界大会がジュネーブで開かれました。大会の印象はいかがでしょう。

【古矢】まず、参加者について印象に残っていることがあります。PSIの方針もあり、全水道からも2名の女性が参加したのですが、参加者の半数以上が女性であり、世界では多くの女性が労働運動に取り組み、活躍されていることを改めて認識しました。

—確かに、PSIのHP等に掲載された写真などを拝見しても、ジェンダーバランスを大変意識されていると感じました。大会では、貴組織からどのような発言をされましたか。

【古矢】全水道からは、PSIの運動プログラム（運動方針）第6章「民営化との闘いと質の高い公共サービスの推進」についてなど、いずれも世界の仲間たちを支援する立場から、賛成の立場で発言をし、連帯を図ってまいりました。

水に関する内容では、世界で相次ぐ異常気象により、記録的な猛暑や干ばつ、大雨による洪水など、世界各地で極端な異常気象が起きている現状などについて報告がされました。—昨年、ヨーロッパでは「過去500年で最悪の干ばつ」に見舞われ、パキスタンでは「国土の3分の1が水没した」ともいわれる洪水が発生しました。この20年とそ

の前の20年を比較した場合、干ばつは1.29倍、洪水は2.34倍も増えています。とりわけ、干ばつに見舞われた地域では、大地はひび割れ、ダムが干上がるなど、深刻な水不足も起きています。

また、人口の増加も水不足に拍車をかけています。国連は世界の人口が80億に到達したと発表しました。WMO（世界気象機関）が昨年公表した予測では、地球温暖化や人口増加などによって2050年までに世界で50億人、2人に1人が水不足の状態に陥ると言われています。

社会が脆弱な国では、豪雨の影響も水不足の影響も受けやすく、日本では同じような豪雨・干ばつにたいしても、一定程度対応できる基盤を作ってきましたが、今後は、その知恵や経験・技術力を水で困っている地域の人たちに教え、世界全体の水の安定に各国が協力していくことが重要であると改めて認識しました。

一私たちが当たり前のように生活できているのも、日本の知恵・経験・技術に支えられているからなのですね。国際的な貢献や連帯につながっていけばいいと思います。

4. 非正規労働者にかんする取り組み

一貴組織の取り組みについてお聞かせください。

【古矢】臨時・非常勤職員の労働条件改善に向けては、公務公共サービス労働組合協議会に結集しながら、その改善に向けて取り組んでいます。来年度より、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となる改正地方自治法が先の通常国会で可決・成立しました（2024年4月1日施行）。これは、これまで求めてきた制度変更であり、取り組みの成果として確認できますが、現実的には自治体財政が厳しい状況では、その財源をどうするかという問題があり、各自治体間で差異が発生する可能性があります。

また、休暇・休業にかかわる制度についても、常勤職員との格差が依然として残っており、引き続き常勤職員との格差是正に向けて労働条件の改善を求めていかなければなりません。

引き続き公務労協地公部会に結集しつつ、総務省への対策を強化し、地方交付税の拡充などを通じて財政基盤の厳しい自治体であっても、法律の

本旨に沿った対応が進むよう取り組んでいく決意です。

5. ジェンダー平等

一貴組織の取り組みについてお聞かせください。

【古矢】公務の職場においては、制度上、性別によって賃金水準や昇給・昇格に不合理な格差がつけられていることはありませんが、特定の業務に女性が就くことが困難な状況などがまだあり、改善すべき点はまだあると考えています。

全水道の組合員における女性の割合は、1.でお話ししたとおり、約12%で、組合員の9割が男性という偏った職場状況になっています。単組・地本・本部の役員に女性が少ないかまたは存在せず、女性の声が組合組織に届きにくい状況があります。

女性が少数だからこそ、その声をしっかりと組合活動に反映させ、交渉などでも訴えていく必要があります。ただちに改善できる課題ではありませんが、最近では、全水道青年女性部の活動で女性組合員も活発に参加をいただいていますし、少しずつではありますが、各単組において女性執行委員も誕生してきており、その広がりを見守りながら、さらなる女性役員登用の実現を目指していきたいと思います。

6. 政策制度要求

一とくに重要と思われる政策についてお聞かせください。

【古矢】2024年度より水道行政が国交省に移管されると同時に、「ウォーター PPP」¹など官民連携への導線をより明確にして推進される懸念があります。

そもそも官民連携にあっては自治体側において、しっかりと技術力を確保し、計画を立て事業基盤の強化に向けて何が必要なのか判断できることが重要であり、まずは官側の人材確保と技術の継承が必須です。

官民連携のすべてを否定するものではありませんが、官民連携とは、公共部門と民間事業者がともに「広く住民の福祉と地方自治の発展に寄与する」ためのものでなければならず、この間進めら

れてきた、「公務員定数の削減などを目的とする官民連携」では、事業の持続可能性を確保できるか疑問が残ります。

各事業の官民連携が、市民・エンドユーザーの安心・安全となり、さらには民間労働者の労働条件の改善をはじめ、地域の公益に資するものとなるためには、安易な官民連携に向かうのではなく、官側・自治体側の人材強化が必要であると、関係省庁などに対し要請を行っております。

一安易な官民連携に向かうのではなく、官側の人材確保と技術の継承が必須であるという点、その通りだと思いますし、私たち市民もその視点をもたなければならないと感じました。今回の「ウォーター PPP」の導入までにはどのような動きがあったのでしょうか？

【古矢】もともと2019年10月から改正水道法が施行され、コンセッション方式が可能になりました。平たく言えば、運営を民間にゆだねることができるようになった、ということです。ところが、水道事業でコンセッション方式を採用したのは宮城県の県営水道1箇所にとどまっております、下水道事業では浜松市、須崎市、宮城県、三浦市の4箇所となっておりますが、改正水道法で出された民営化の路線はあまり進んでいません。

コンセッション方式は、長期契約（10～20年）が求められますが、今回出された「ウォーター PPP」は、これよりも短い（10年）委託が原則となっています。このほか、運営権設定（抵当権設定）や利用料金の直接収受が含まれないという点が異なります。

一官民連携は必要な動きかもしれませんが、古矢さんがおっしゃったように、本当に自治体や市民のためになるのか、見極められる職員の方が、官の側に必要だと思います。そのためにも、最低限の人員の確保と技術継承は重要ですね。

【古矢】加えて、業務委託によって同じ現場で働く人のあいだで、給与に格差がみられることも問題だと考えています。自治体の職員の給与は人事院勧告に準拠して決まりますが、民間事業者で働いている方には適用されません。そのため、業務

委託をするほうが全体として人件費を抑えることが可能です。しかし本来は、2024年春闘で連合が発信しているとおおり、「人件費（労務費）も転嫁できる価格設定」でないといけません。このような、産業で働く仲間の処遇・労働条件についても、産別組織として取り組みを進めていきたいと考えています。

一最後におうかがいしたいのですが、今年の元旦に発生した能登半島地震について、水の確保が困難になってしまっているというニュースもありました。全水道で取り組んでおられる支援や、支援に行かれた方からの声など、お聞かせいただけるとありがたいです。

【古矢】全水道の多くの組合員が復旧に向けて奮闘しており、早ければ1月2日から現地に入って活動をしています。また、はじめは近隣地域からでしたが、現在は九州・北海道など遠方も含め全国から現地に入っています。

能登半島地震による水道・下水道の被害は甚大で、被災自治体の職員だけで対応できるものではありませんが、一日でも早い復旧を目指す為には、やはり、今日のインタビューの中で強調したとおおり、有事の際にも、その地域の特性を理解し対応出来る、職員の確保と育成、技術の継承が大切だと改めて感じました。

注釈

¹「ウォーター PPP」とは、水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称。国による造語である。
(<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/433786/092600035/>)

経歴

古矢 武士氏

2010年7月 全水道函館水道労働組合執行委員長

2015年9月 全水道北海道地方本部執行委員長

2019年7月 全日本水道労働組合副中央執行委員長

2023年7月 全日本水道労働組合中央執行委員長

（インタビュー日時：2024年3月7日）